あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年７月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

初夏から盛夏に向かって段々暑くなっています。今年も猛暑・酷暑という言葉が新聞を賑わし、熱中症に気をつけなければならないほど、暑い日々が続きます。皆さんは、お体の調子は如何でしょうか。早く、この暑さに慣れて、夏を充分に満喫してください。夏には夏のすばらしさがありますので・・・とは言うものの私は連日の暑さに少しばて気味の今日この頃です。梅雨もそろそろ明ける頃、暑さを吹き飛ばす元気が欲しいと切に思っています。

そこで、７月は博多祇園山笠の季節でもありますね。今年は１日と９日にお汐井とり、１２日に追い山笠ならし、１３日に集団山見せ、そして１５日は追い山笠で勇壮なお祭りの締めが執り行われます。こういうところから、元気をもらって、暑い夏を乗り切りましょう。

遺言書の作成はお早めに・・・！

今回は、佐藤富士雄さん 85 才（仮名）の件をお話ししましょう。

私が、遺言書作成の依頼を受けて、初めてお会いしたときの佐藤さんの様子はというと、足が悪いので歩くことが少し不自由であることとごく軽い認知症を発症していることを親族の方からお聞きしましたが、普通に話をしても、しっかりと受け答えが出来るので、そのことに気がつかないほど元気な方でした。

最初の遺言書作成の打ち合わせでは、佐藤さんは、遺言書の内容より、自身の身の上話が中心でした。私も高齢の方を急がせてはならないと考え、時間の許す限り、佐藤さんのペースのままに、その身の上話を聞いていました。そのおかげで、私と佐藤さんとは、充分に打ち解けて話が出来るようになっていったのです。

その後、数回の打ち合わせをして、遺言書の概略がはっきりしたので、公証人との打ち合わせも済ませ、最後は佐藤さんに、遺言書の内容の確認と、公証人との面談のために出張時期を決めてもらうだけになっていました。

ところが、ご親族からの連絡で、佐藤さんが施設内で転倒し、腰の骨を折って、病院に入院することになったと知らされました。そこで、体調がある程度回復してから、先の話を進めることを考えていたのですが、数週間後に、再度ご親族から「佐藤さんの様子がおかしい。」との連絡が入り、急いでお見舞いに行ってきました。すると、信じられないことに、佐藤さんはすっかり変わっていたのです。かつてあれほど私とにこやかにお話しした面影はありません。骨折で寝たきりの状態が続いたのが影響したのか、話しかけてもきちんと反応できないくらいに認知症が急速に進行しており、遺言書を作る能力が無くなってしまっていました。

このとき、私は思いました。高齢者に対して性急に事を進めてはいけないが、認知症は時として恐ろしいほどに進行する場合があることを・・・。

世の中、何があるか分かりません！高齢者の遺言は、慌てず、しかし、速やかに事を運ぶことが肝要だ！と・・・

ここでちょっと豆知識

遺言書の取り消しはできる？

遺言を取り消すのは、簡単です。
相手の同意も、いりません。
遺言する人の気持ちが変われば、
自由に取り消すことができます。